

広島県訓令第十号

本 庁
地 方 機 関

広島県決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年四月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県決裁規程の一部を改正する訓令

広島県決裁規程（昭和三十八年広島県訓令第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表第六厚生環境事務所長の項第二号(六)中「第七十五条」を「第七十五条第一項」に、「廃止等」を「再開」に改め、同号(七)中「第百十五条の二十九第六項」を「第百十五条の三十五第六項」に改め、同号(八)中「第百十五条の十」を「第百十五条の十一」に改め、同号(九)を同号(十)とし、同号(十)中「第百十五条の八第二項」を「第百十五条の九第二項」に改め、同号(十一)を同号(十二)とし、同号(十二)中「第百十五条の八第二項」を「第百十五条の九第一項」に改め、同号(十三)を同号(十四)とし、同号(十四)中「第百十五条の七第五項」を「第百十五条の八第五項」に改め、同号(十五)を同号(十六)とし、同号(十六)中「第百十五条の七第三項」を「第百十五条の八第三項」に改め、同号(十七)を同号(十八)とし、同号(十八)中「第百十五条の七第二項」を「第百十五条の八第二項」に改め、同号(十九)を同号(二十)とし、同号(二十)中「第百十五条の七第一項」を「第百十五条の八第一項」に改め、同号(二十一)を同号(二十二)とし、同号(二十二)中「第百十五条の六第一項」を「第百十五条の七第一項」に改め、同号(二十三)を同号(二十四)を同号(二十五)とし、同号(二十五)の前に次のように加える。

(十四) 第百十五条の五第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の事業の廃止又は休止の届出の受付

(十五) 第百十五条の六第一項の規定による指定介護予防サービス事業者等相互間の連絡調整又は助言その他の援助

別表第六厚生環境事務所長の項第二号(十)中「第百十五条の五」を「第百十五条の五第一項」に改め、同号(十一)を同号(十二)とし、同号(十二)を(十三)とし、同号(十三)中「指定居宅介護支援事業者が適正な事業の運営をしていない旨の通知」を「指定居宅介護支援事業者に係る通知」に改め、同号(十四)を同号(十五)とし、同号(十五)中(甲)を(乙)とし、(乙)を(丙)とし、(丙)を(丁)とし、(丁)の前に次のように加える。

(乙) 第八十二条第二項の規定による指定居宅介護支援事業者の事業の廃止又は休止の届出の受付

(丙) 第八十二条の二第一項の規定による指定居宅介護支援事業者等相互間の連絡調整又は助言その他の援助

別表第六厚生環境事務所長の項第二号(十三)中「第八十二条」を「第八十二条第一項」に、「廃止等」を「再開」に改め、同号(十四)を同号(十五)とし、同号(十五)を(十六)とし、(十六)を(十七)とし、(十七)を(十八)

る。

(八) 第七十五条第二項の規定による指定居宅サービス事業者の事業の廃止又は休止の届出の受付

(九) 第七十五条の二第一項の規定による指定居宅サービス事業者等相互間の連絡調整又は助言その他の援助

附 則

この訓令は、平成二十一年五月一日から施行する。